

# びわこ学院大学「紫茜会」会則

(名 称)

第1条 本会は、びわこ学院大学「紫茜会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに母校を後援することを目的とする。

(本 部)

第3条 本会は本部を滋賀県東近江市布施町 29 番地びわこ学院大学（以下「本学」という。）内に置く。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図るための事業
2. 母校を後援するため必要と認める事業
3. 会員の研修のための事業
4. その他目的達成のため必要な事業

(構 成)

第5条 本会は下記の会員及び特別会員と顧問をもって構成する。

1. 会 員 ① 滋賀文化短期大学の入学生  
② びわこ学院大学並びにびわこ学院大学短期大学部入学生
2. 特別会員 本学の教職員及び退職者
3. 顧 問 本学学長及び滋賀学園理事長

(役 員)

第6条 本会には下記の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 幹 事 2名
4. 監 事 4名
5. 各卒業年度幹事 若干名

(任 務)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 会長は会議を招集して議長にあたる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- 4 幹事は本会の庶務並びに会計を司る。
- 5 監事は本会の会計を監査する。
- 6 各卒業年度幹事は各年度の会員の連絡にあたり会の目的遂行のために協力する。

(選 任)

第8条 会長並びに副会長は各卒業年度幹事の互選による。

- 2 幹事は各卒業年度幹事の中から会長が指名する。
- 3 監事は役員会において会員の中から選出する。
- 4 各卒業年度幹事は毎年卒業生の中から選出する。

(任 期)

第9条 役員任期は特に定めないが、当人の申し出により退任することができる。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会の承認により補充することができる。

(会 議)

第10条 本会の会議は総会並びに役員会とする。

- 2 総会は年1回とし、役員会は必要に応じて行う。
- 3 総会は本会の最高決議機関であって会則の改廃、予算決算その他重要な事項を決議する。
- 4 総会の決議は出席者の過半数の賛成による。可否同数の場合は議長が決する。
- 5 役員会は本会の役員をもって組織する。

(会 計)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金をもって充てる。

(会 費)

第12条 会員は終身会費 12,000 円を入学時に前納する。

- 2 会費の返納は原則として行わない。但し、入学辞退者に限りその全額を返納する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 会計の監査は、監事4名のうち2名の監査を必要とする。

(会則の改廃)

第14条 本会則の改廃は役員会の決議により、又は会員の10分の1以上の申し出により総会において審議し決定する。

(事務局員)

第15条 会長は、本会の事務を処理するために本学事務職員の中から事務局員を委嘱することができる。

附 則

この会則は、平成4年1月24日より施行する。

附 則

1. この会則は、平成5年11月13日より施行する。
2. 第12条の規程は、平成6年度以降の入学生について適用するものとし、平成5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1. この会則は、平成19年4月22日より施行する。
2. 第5条及び第12条の規程は、平成20年度以降の入学生について適用するものとし、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この会則は、平成21年7月5日より施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月3日より施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月3日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月14日より施行する。